

番号	ページ数		章	対象箇所	御意見等	考え方
	前回	今回				
1	44	44	3章	2)居住誘導区域の設定 注釈文3行目	「ハザードエリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることから、これらのハザードエリアを全て居住誘導区域から除くことは現実的には困難です」 →現在の寝屋川市の状況から、現実的な判断としてよく理解できましたが、その分、減災のための丁寧な検討が必要だと思いました。	立地適正化計画においては、居住誘導区域内の安全性を高めるため、また、その他区域においても防災・減災対策を計画的に実施していくことを目的として、今般、都市の防災に関する機能の確保に関する指針を「防災指針」として定めるものです。 なお、防災や減災対策に向けた主な取組施策としては、第六次総合計画の主な「取組・リーディング事業」を位置付けております。
2	53	56	3章	3)都市機能誘導区域の新たな区域の追加 →見出しの変更 「4 今後、市街化区域への編入による都市機能誘導区域に設定する区域」	寝屋二丁目・寝屋川公園地区を都市機能誘導区域とすることについて 寝屋二丁目・寝屋川公園地区では、土地区画事業に取り組む動きです。地権者の協議・合意のうえで決められるものですが、数少ない市街化調整区域が削除され、市街化されることについては、寝屋川市全体のまちづくりのあり方からみて、慎重な判断が求められます。 寝屋川市はかつて、市域の大半が農地でした。現在、農地は市域の数%までに減り、市街化調整区域も大幅に減りました。農業振興は喫緊の課題であり、緑と自然を守ることは、地球温暖化防止からも重要です。これらを踏まえ、寝屋二丁目・寝屋川公園地区の市街化区域の編入・都市機能誘導区域とすることには慎重に対処すべきです。	寝屋二丁目・寝屋川公園地区につきましては、土地所有者の8割以上の合意形成が図られたことから、令和5年12月に土地区画整理準備組合(土地所有者で構成)が設立されております。今後、営農希望者の意向も踏まえ、農と調和の図ったまちづくりが進められるものと考えております。
3	56	55	3章	3 誘導施設 都市機能誘導区域(生活拠点)の誘導施設 都市機能誘導区域(生活拠点)の誘導施設の表	日用品や生鮮食料品を扱う小売店舗は、誘導する必要について疑問があり、寝屋川市は多数ある既存の店舗で充足されているものとする。これ以上の誘致は既存の店舗の存続を脅かすのではないだろうか。 既存の店舗の活用を再び見直すこと、高齢者でも簡単にスマホ操作でできるアプリの活用、AI化、交通困難地域への乗合事業サービスの周知、既存の店舗が配送、宅配サービスの充実を図る、高齢者が高齢者を助ける有償ボランティアのシステム化等に対応できるのではないかと提案したい	商業施設を含めた誘導施設については、既存の誘導施設を維持していくことも踏まえ、都市機能誘導区域内に設定しております。
4	57	57	4章	1 誘導施策 誘導施策の表	子育て世代に関連する課が入る、(仮称)駅前庁舎の記載もあった方がいいのではないか。	(仮称)駅前庁舎については、誘導施策の「施策5 将来を見据えた公共施設の集約複合化」の施策の展開「公共施設の最適配置の実現」の主な取組名・リーディング事業「ターミナル化の推進」に含まれております。 なお、リーディング事業は、第六次総合計画のリーディング事業に位置付けられたものを記載しております。

番号	ページ数		章	対象箇所	御意見等	考え方
	前回	今回				
5	57	57	4章	1 誘導施策 誘導施策の表	待機児童ZEROプランR6の推進が、来年度以降R6でいいのか。市立こども園の設立は取組で書かなくていいのか。	待機児童ZEROプランR6については、令和6年度から実施する取組となっており、単年度の事業ではありません。 また、市立こども園の設立については、誘導施策の「施策1 安心して子どもを産み、育てる環境づくり」の施策の展開「ニーズに対応した教育保育サービスの提供」に含まれます。 なお、リーディング事業は、第六次総合計画のリーディング事業に位置付けられたものを記載しております。
6	58	58	4章	1 誘導施策 誘導施策の表	国が進める地区防災計画の策定を記載した方がいいのではないのか。	地区防災計画の策定については、(今回)P85の防災指針の章における取組施策の「施策7 災害から命を守るための対策」の施策の展開「地域防災力の強化」の主な取組名・リーディング事業の「自主防災組織の支援」に含まれております。
7	57、58	58	4章	1 誘導施策 誘導施策の表	誘導施策としては、寝屋川の歴史、地域文化資源に関する教育の機会は、寝屋川市のシビックプライドの醸成という観点から、とくに子どもや若い世代に対して重要な施策であり、現状に不足している要素だと考えます。これに関する具体的な施策を明示し、市民と共有することが大切だと思います。 施策2や14、あるいは15に含み得る可能性もありますが、施策の展開例や主な取組名、リーディング事業からは関連性が読み取れません。 独立した施策として設けても良いかもしれません。 例えば、「寝屋川市の文化財教育」など。	寝屋川市の歴史、地域文化資源に関する教育の機会の具体的な施策を全て包括することは困難ではありますが、誘導施策の「施策14 学びによる市民文化の向上と発展」の施策の展開「生涯にわたる多様な学習ニーズへの対応」に含まれております。
8	61	61	4章	1)評価指標(目標値)の設定 評価指標	「健康寿命の延伸」とありますが、健康寿命の定義及び算出方法が不明確です。(第二次健康増進計画などに定めがあれば結構です。)	健康寿命の定義・算定方法については、第二次寝屋川市健康増進計画における「健康寿命」としており、要介護2から要介護5までを不健康な状態とし、市町村で算出が可能な算出指標「日常生活動作が自立している期間の平均」とされております。
9	66～80	66～76	5章	1)洪水～3)浸水深(想定最大規模)・雨水出水と避難施設の分布	浸水深「3m」を目安として分析されていますが、現状の寝屋川市にとって適切な基準値かどうか気になりました。 木造住宅では、浸水深「3m」は全壊となる可能性が高いと考えられます。また、寝屋川市には1階建て住宅も見られ、住民の中には、2階への避難が困難な方も一定おられるように思います。 周辺自治体でも3mで設定されている自治体は多いようですが、「人的リスクを評価する」という観点では、浸水深「3m」を基準とする場合は現在のメッシュ単位分析に加えて被害が予想される建物(もしくは人口)の概数を把握する詳細な分析、もしくは、複数の浸水深による分析があると良いと思いました。	防災指針の作成に当たっては、都市再生特別措置法の改正において改訂された国の手引きや他市の分析手法等を参考にして分析を行っております。個別の詳細な分析については、今後、各取組において検討してまいります。

番号	ページ数		章	対象箇所	御意見等	考え方
	前回	今回				
10	75 ～ 77	72 、 73	5章	(4)家屋倒壊等氾濫 想定区域(想定最大 規模)	河岸浸食のエリアを確認すると、住宅が立地している場所も多いように見えました。居住誘導区域内の地域だと思いますので、もう少し細かく(拡大して)分析・評価・検討が必要のように思いました。	防災指針の作成に当たっては、都市再生特別措置法の改正において改訂された国の手引きや他市の分析手法等を参考にして分析を行っております。個別の詳細な分析については、今後、各取組において検討してまいります。
11	84	80	5章	4)地震 (1)建物被害	発生確率が高い南海トラフを想定して分析されていますが、より大きな被害が想定される生駒断層帯地震でも分析しておくことは、想定外への対応・減災の観点からは重要だと思いました。	立地適正化計画においては、計画の目標年度を令和22年度としており、その計画期間のうち発生確率の高い南海トラフ地震について、分析を行っております。生駒断層帯地震による被害想定については、(今回)P35の4)地震(1)震度の計測震度に全壊率の分布図を記載しております。
12	87	83	5章	3 防災上の課題整理	・p44の記載のとおりハザードエリアに市街地が形成されていること、居住誘導区域にハザードエリアが含まれていること、そして、上記のように自然災害が起こると被災地域が広域にわたることから、住民自身の事前対策・自助を促すよう、「ソフト対策」の内容をより具体的に示し、住民にとってもわかりやすい周知が必要だと思いました。 ・今回の分析では、緊急交通路の情報が見当たりませんでした。が、発災時・発災後の状況を考えると緊急交通路の情報を考慮した分析があると、より具体的なリスクが検討できるように思いました。	(今回)P85の取組施策については、取組方針を踏まえ、ハード施策、ソフト施策として、防災、安全の確保、防災に資するまちづくりに関連する第六次寝屋川市総合計画の施策のうち、施策の展開を設定し、施策の展開を推進する令和6年度時点のリーディング事業・取組名を「例示的」に記載しております。 それらのリーディング事業や取組について、計画の公表の際に主要事業概要・HP等にリンクを貼るなど、周知方法を工夫します。 また、緊急交通路については、地域防災計画において、災害時の救助、救急等並びに緊急物資の供給を目的としたものであり、防災指針の作成においては、避難の安全性及び防災・減災の観点から、市民等の避難時の安全確保が図られることを目的とした、避難場所に通じる避難路を(今回)P82に記載しております。
13	89	85	5章	5 具体的な取組み 取組施策の表	避難行動に対する支援体制の充実について 高齢化が進むなか、身体の不自由な方への支援、福祉の防災などの取組も記載すべきではないか	避難行動に対する支援体制の充実については、誘導施策の「施策7 災害から命を守るための対策」の施策の展開「危機管理体制の充実」に含まれております。